

OECD 諸国における失業時の生活保障関連「給付」一覧

柳 澤 房 子 ・ 井 田 敦 彦

人生のリスクの一つに失業がある。失業しても食費や住宅費、子どもの教育費はかかるので、金銭的に困窮することが起こりうる。日本でも完全失業率が5%前後で高止まりする今日、国による失業時の生活保障と再就職支援は、国民の関心事であると言ってよい。

日本の完全失業率は、1953年から1994年まで1～2%台で推移してきた（総務省「労働力調査」）。安定した雇用と成長する経済がもたらす賃金上昇や企業福祉の充実が、国の社会保障の一部を事実上肩代わりしており、これが欧米諸国と比較したときの日本の特徴だった。

周知のように、最近では状況が変化している。厚生労働省の『2002～2003年 海外情勢報告』は、失業から再就職に向けての生活を国が支援していくための、諸外国の制度を特集した。同省は2005年度を目途に生活保護制度を見直す方針だが、社会保障の諸制度をトータルな視点でとらえた上での見直しが求められている。また、

若年層の就業形態として増大しているフリーターの生活保障は、実際には親の援助による部分が大きいと思われるが、親が老齢になってもそれは可能なか等、雇用構造の変化との関係で、考えるべきことは多い。

本稿では、OECDの*Benefits and Wages - OECD Indicators*（『給付と賃金：OECDの指標』）Copyright OECD 2002から、OECDの許可を得て、失業時の生活保障関連「給付」制度（政府による現金支給や税額控除⁽¹⁾など）に関する一覧表を訳出し、簡単な説明を付した⁽²⁾。給付制度に関するデータは、OECDの教育・雇用・労働・社会問題局の社会政策調査会に各国代表が提出した1999年7月1日時点の国別情報に基づいており、その後の改正は反映されていない。また、一覧表の形式であるため、記述が不十分な点や、詳細な事項について区分が困難な点などもあるが、諸外国の関係制度を俯瞰する上で、一つの目安として役立つものと思われる。

(1) 税額控除 (tax credit) とは、一定の要件に該当する場合に、課税所得金額に税率を掛けて算出した所得税額から、一定の金額を控除するというものである（例えば日本では、配当控除、住宅借入金等特別控除などがこれに当たる）。英米などでは、控除額が所得税額を上回り、税の還付（実際には給付）が行われることがある。なお、以上の税額控除が所得税額（税金）から差し引かれる金額であるのに対し、税率を掛けて税金を算出する前に、所得金額から差し引かれるのが所得控除 (tax deduction, tax allowance) である（例えば日本では、扶養控除、医療費控除、生命保険料控除などがこれに当たる）。

(2) 次ページからの表で、表のタイトルの後の（ ）内の部分は、筆者の付した説明である。

表 1. 主要な給付（生活保障関連「給付」としては、次のようなものがある。詳細は表 2～10を参照。）

	失業保険 (→表 2)	失業扶助 (→表 3)	社会扶助 (→表 4)	住宅給付 (→表 5)	家族給付 (資産調査なし) (→表 6)	家族給付 (資産調査あり) (→表 6)	保育料を補填す るための給付 (→表 7)	家庭での保育に 対する給付 (→表 7)	ひとり親給付 (→表 8)	就労を条件と する給付・税額 控除 (→表 9)	失業保険への 所得課税 (→表 10)
オーストラリア	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	×
オーストリア	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
ベルギー	○	×	○	○	○	×	○	×	×	×	○
カナダ	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○
チェコ	○	×	○	○	×	○	×	○	○	×	×
デンマーク	○	×	○	○	○	×	○	×	○	×	○
フィンランド	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○
フランス	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○
ドイツ	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×
ギリシャ	○	○	×	○	×	○	×	×	×	×	○
ハンガリー	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○
アイスランド	○	×	○	○	×	○	×	×	○	×	○
アイerland	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○
イタリア	○	×	○	○	×	○	×	○	×	×	○
日本	○	×	○	○	×	○	○	×	○	×	×
韓国	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
ルクセンブルク	○	×	○	○	○	×	×	○	○	×	○
オランダ	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○
ニュージーランド	×	○	×	○	×	○	○	×	○	○	×
ノルウェー	○	×	○	○	○	×	○	×	○	×	○
ポーランド	○	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×
ポルトガル	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×
スロバキア	○	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×
スペイン	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	○
スウェーデン	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○
スイス	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	○
イギリス	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○
アメリカ	○	×	○	○	×	○	○	×	×	○	○

(出典) OECD, *op.cit.*, p.10, Table 2.1.
 原注：失業扶助・社会扶助等も課税されることがある。カナダの家族給付は税額控除。イタリアでは社会扶助は試行段階で、家賃のための税額控除が利用可能。

表 2. 失業保険 (日本では雇用保険がこれに相当する。)

	受給資格 (被保険者としての雇用期間・保険料の拠出期間)	待機期間	支給額(従前の総稼得賃金に占める割合)	最低額 (年、米ドル)	最高額 (年、米ドル)	支給期間
オーストラリア	—	—	—	—	—	—
オーストリア	直近 2 年のうち 1 年	—	56%	1,571	12,643	10 ヶ月
ベルギー	直近 18 ヶ月のうち 312 日 ~ 3 年のうち 624 日 (年齢による)	—	60% (2 年目からは 43%)	7,415	10,108	制限なし
カナダ	直近 1 年のうち 420 労働時間	2 週	55%	—	18,343	11 ヶ月
チェコ	直近 3 年のうち 12 ヶ月	7 日	50% (4 ヶ月目からは 40%)	—	7,570	6 ヶ月
デンマーク	直近 3 年のうち 52 週	—	90%	—	16,830	60 ヶ月
フィンランド	直近 2 年のうち 43 週	7 日	90%	5,119	—	25 ヶ月
フランス	直近 8 ヶ月のうち 4 ヶ月	8 日	75%	8,214	60,184	60 ヶ月
ドイツ	直近 3 年のうち 12 ヶ月	—	60%	—	30,890	12 ヶ月
ギリシャ	直近 14 ヶ月のうち 125 日	6 日	40%	—	9,970	12 ヶ月
ハンガリー	直近 4 年のうち 12 ヶ月	—	65%	1,645	3,291	12 ヶ月
アイスランド	直近 1 年のうち 10 週	—	定額	2,177	8,709	60 ヶ月
アイルランド	直近 1 年のうち 39 週	3 日	定額	5,271	—	15 ヶ月
イタリア	直近 2 年のうち 52 週	7 日	80%	—	12,837	6 ヶ月
日本	直近 1 年のうち 6 ヶ月	7 日	80%	—	20,209	10 ヶ月
韓国	直近 18 ヶ月のうち 12 ヶ月	14 日	定額	4,848	16,798	7 ヶ月
ルクセンブルク	直近 1 年のうち 26 週	—	80%	—	34,658	12 ヶ月
オランダ	直近 39 週のうち 26 週	—	70%	9,922	28,503	60 ヶ月
ニュージーランド	—	—	—	—	—	—
ノルウェー	—	3 日	62.4%	—	18,515	36 ヶ月
ポーランド	直近 18 ヶ月のうち 365 日	1 日	定額	2,570	—	18 ヶ月
ポルトガル	直近 2 年のうち 540 日	—	65%	5,714	11,141	30 ヶ月
スロバキア	直近 3 年のうち 24 ヶ月	—	60% (4 ヶ月目からは 50%)	—	8,369	9 ヶ月
スペイン	直近 6 年のうち 12 ヶ月	—	70% (7 ヶ月目からは 60%)	5,576	12,638	24 ヶ月
スウェーデン	直近 1 年のうち 6 ヶ月	5 日	80%	6,383	15,426	15 ヶ月
スイス	直近 2 年のうち 6 ヶ月	5 日	70%	—	35,861	7 ヶ月
イギリス	2 年 (訳注: 前掲 厚労省 p.414 では、直近 2 年のうち 1 年)	3 日	定額	—	4,084	6 ヶ月
アメリカ	6 ヶ月 (州によっては従前の稼得賃金の下限要件あり)	—	50%	4,524	15,600	6 ヶ月

(出典) *Ibid.*, p.12, Table 2.2.

訳注: 支給額はチェコとドイツのみ従前の手取り所得に占める割合。米ドルは 1999 年の購買力平価換算 (チェコのみ 1998 年、以下の表でも同様)。
 原注: 以下を想定。40 歳の失業者、単身、子どもなし、18 年の雇用記録あり、従前の稼得賃金は平均的製造業労働者の水準 (*Ibid.*, p.11)。以下の表 3 でも同じ。
 訳注: 以下を想定。40 歳の失業者、単身、子どもなし、18 年の雇用記録あり、従前の稼得賃金は平均的製造業労働者の水準 (*Ibid.*, p.11)。以下の表 3 でも同じ。
 各国通貨での表記は省略 (以下の表でも同じ)。以下の表で、出典に各国通貨での表記はあるが米ドル表記がない場合には、筆者が同書のレートで米ドル換算した。

表 3. 失業扶助 (失業保険の受給期間が終了した者や保険料未納者などに対し国庫から支給される。日本にはない。)

	支給要件 (被保険者としての雇用期間)	所得又は資産の調査	待機期間	支給期間	支給額	最低額 (年、米ドル)	最高額 (年、米ドル)
オーストラリア	-	家族、所得、資産	7 日	制限なし	定額	-	6,559
オーストラリア	失業保険の受給期間終了	家族、所得	-	制限なし	失業保険の92%	1,446	11,632
ベルギー	-	-	-	-	-	-	-
カナダ	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	-	-	-	-	-	-	-
デンマーク	-	-	-	-	-	-	-
フィンランド	-	家族、所得	5 日	制限なし	定額	5,119	-
フランス	失業保険の受給期間終了及び直近10年のうち5年	家族、所得	-	制限なし	定額	-	4,479
ドイツ	失業保険の受給期間終了	家族、所得	-	制限なし	従前の手取り所得の53%	-	27,286
ギリシャ	失業保険の受給期間終了又は2.4ヶ月の雇用記録	家族、所得	-	-	失業保険の17%	-	1,695
ハンガリー	失業保険の受給期間終了	本人、所得	-	24ヶ月	老齢年金の80%	119	1,170
アイスランド	-	-	-	-	-	-	-
アイerland	-	家族、所得、資産	3 日	制限なし	定額	5,163	-
イタリア	-	-	-	-	-	-	-
日本	-	-	-	-	-	-	-
韓国	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	-	-	-	-	-	-	-
オランダ	失業保険の受給期間終了	本人、就労	-	24ヶ月	定額	9,922	-
ニュージーランド	-	家族、所得	7~70日	制限なし	定額	5,698	-
ノルウェー	-	-	-	-	-	-	-
ポーランド	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	失業保険の受給期間終了又は直近1年のうち180日	本人、所得	-	24ヶ月	定額	4,571	-
スロバキア	-	-	-	-	-	-	-
スペイン	失業保険の受給期間終了又は6 (又は3) カ月の就労	家族、所得	-	18ヶ月	定額	5,576	-
スウェーデン	6 カ月の就労 (場合によっては要件なし)	本人、就労	5 日	15ヶ月	定額	6,383	-
スイス	-	-	-	-	-	-	-
イギリス	-	家族、所得、資産	-	制限なし	定額	4,084	-
アメリカ	-	-	-	-	-	-	-

(出典) *Ibid.*, p.15, Table 2.3.

原注: 「所得又は資産の調査」の「家族」は全家族の所得を、「本人」は受給者の所得のみを調査の対象とする。「所得」は所得のみの調査、「資産」は一定以上の資産を含む。「就労」は一定限度なら就労可。

表 4. 社会扶助 (公的扶助とも呼ばれる。資産調査を伴って国庫又は地方財源から支給される最低生活保障のための給付である。日本では生活保障がこれに相当するが、受給者数の対人口比は欧米諸国の10分の1から数分の1程度である。)

	社会扶助の最高月額 (米ドル)			社会扶助受給下での手取り所得の最高月額 (米ドル)		
	単身者	夫婦と子ども2人	ひとり親と子ども2人	単身者	夫婦と子ども2人	ひとり親と子ども2人
オーストラリア	—	—	—	—	—	—
オーストリア	402	457	289	402	798	631
ベルギー	575	767	767	575	1,067	1,067
カナダ	444	982	887	444	1,309	1,215
チェコ	252	621	541	288	756	663
デンマーク	825	1,380	1,101	900	1,502	1,574
フィンランド	448	827	321	702	1,388	1,105
フランス	332	231	134	332	660	568
ドイツ	276	772	799	565	1,284	1,264
ギリシャ	—	—	—	—	—	—
ハンガリー	107	107	107	117	210	224
アイスランド	627	1,129	584	732	1,747	1,080
アイerland	430	845	303	767	1,277	1,019
イタリア	345	546	550	345	850	774
日本	614	1,340	1,055	614	1,340	1,354
韓国	123	389	327	123	389	327
ルクセンブルク	823	1,384	973	881	1,779	1,387
オランダ	705	1,007	906	962	1,429	1,329
ニュージーランド	—	—	—	—	—	—
ノルウェー	508	983	0	715	1,249	1,219
ポーランド	144	409	276	209	513	379
ポルトガル	—	—	—	—	—	—
スロバキア	232	603	441	232	603	441
スペイン	310	526	465	310	547	488
スウェーデン	673	813	375	673	1,178	980
スイス	585	1,297	1,136	1,114	1,826	1,665
イギリス	341	956	775	793	1,569	1,387
アメリカ	125	982	788	125	982	788

(出典) *Ibid.*, p.23, Tabel 2.9, p.24, Table 2.10.

原注: イタリアの社会扶助は試行段階で、39の自治体のみが関与。アメリカの額は貧困家庭一時扶助 (TANF) と食料スタンプ (食券の現物給付) を含む。

訳注: 手取り所得の最高月額は、社会扶助のほか、家族給付、住宅給付、ひとり親給付及び税制上の控除を含めて算出している (*Ibid.*, pp.22-23)。

日本の生活保障では、厚生労働大臣が保護基準を定め、都道府県や市町村の設置する福祉事務所が、実際の保護の決定を行っている。

表 5. 住宅給付（会社ではなく政府によって支給される。資産調査や所得調査を伴う一般的な家賃の補助と、社会扶助における住宅関連の追加支給がある。前者は日本にはない。政府による住宅の直接供給については、ここでは言及していない。）

	通常の住宅給付	社会扶助における住宅費のための措置
オーストラリア	一定額を超える家賃の75%、上限あり（一定額と上限は家族形態による）。	—
オーストリア	地方により異なる。	—
ベルギー	一般的な制度はない。低所得家庭向けの低家賃の公共住宅と、住宅購入支援制度がある。	—
カナダ	—	社会扶助は、住宅費を補填するための援助を行う（地方で決定）。
チェコ	（家族形態によって必要とされる）推定家賃と（家族の所得及び形態によって決定される）分担金との差額。	—
デンマーク	「自己負担分」（制限はあるが所得の16～27%）を超える家賃の75%、上限あり。	一定額（家族形態により決定される）を超える家賃は、左記の住宅給付分を差し引いた後、社会扶助の支給額に追加される。
フィンランド	「限度額」（家族形態、所得及び地方によって決まる）を超える家賃（制限あり）の80%。	左記の住宅給付を超える家賃の88%は、社会扶助の支給額に追加される。
フランス	率は、家族形態、所得及び家賃によって決まる。	—
ドイツ	率は、家族形態、所得及び家賃によって決まる。	左記の住宅給付を超える家賃は社会扶助の支給額に追加される。
ギリシャ	一般的な制度はない。所得控除：家賃の30%（最高で1,255米ドル、全所得控除の15%まで）。	—
ハンガリー	受給資格は、所得、家族規模及び家賃によって決まる。額は地方自治体が定める（最低で月10米ドル）。	—
アイスランド	額は、所得、家族形態及び家賃による（最高で家賃の50%、月246米ドルまで）。	—
アイルランド	—	週8米ドルを超える家賃（ただし、他の全ての所得より少ない）は、社会扶助の支給額に追加可能。実際には、受給者は非常に少ない。
イタリア	家賃の脱額控除（非払戻型、資産調査あり）。特別の場合には他の補助金あり。	—
日本	—	社会扶助の一部として家賃は一定額までカバーされる（月82米ドル）。
韓国	—	—
ルクセンブルク	—	家賃が社会扶助の支給額の10%を超えること（月123米ドルまで）は、社会扶助の少なくとも一部の受給要件となっている。
オランダ	額は、所得、家族形態及び家賃による。	—
ニュージーランド	失業給付の基準支給額の25%を超える家賃のうち70%、地方により調整。	—
ノルウェー	額は、所得、家族形態及び家賃による。平均で月137米ドル。	—
ポーランド	一覧化された基準費用を超える家賃。平均で月65米ドル。	—
ポルトガル	—	緊急の必要がある者（総所得の30%を喪失、又は所得が月183米ドル未満）は、社会扶助に追加可能。
スロバキア	—	住宅費は社会扶助の支給基準額に含まれると考えられている。
スペイン	—	—
スウェーデン	額は、所得、年齢、家族形態及び家賃による。	左記の住宅給付を超える家賃は社会扶助の支給額に追加される。
スイス	一般的な制度はない。いくつかの地方では支給を行っている。	住宅費は社会扶助の支給額に追加される。上限あり。

イギリス	純資産と（家族形態によって決定される）社会扶助適用額との差額の65%を家賃から引いた額。	社会扶助受給者の家族の資産が4,584米ドル未満の場合、家賃の100%をカバー。資産が4,584～24,449米ドルの場合、左記の住宅給付は減額。
アメリカ	一般的な制度はない。いくつかの州には住宅補助がある。	家賃（手取り所得の50%超で月275米ドル以下の場合）は、食料スタンプの際の資産調査に含まれる。

(出典) *Ibid.*, p.18, Table 2.5.

訳注：住宅費は、一律、各国の平均的製造業労働者の稼得賃金水準の20%と想定 (*Ibid.*, pp.13-14)。

表6. 家族給付 (主に独立前の子どもがいる世帯に支給される。ほとんどの国では子ども1人当たりの定額で支給され、支給は失業時に限らない。日本では児童手当がこれに相当するが、現在の対象年齢は義務教育就学前までである。対象年齢を3学年修了までに引き上げる児童手当法改正案が、平成16年の第159回国会(常会)に提出される予定である。他の国では失業保険や失業扶助において、扶養家族のための追加支給が行われることもある。)

	第1子 (年額、米ドル)	第2子以降、備考	資産調査	失業保険又は失業扶助での追加措置
オーストラリア	1,835	第2子は左記と同額。第3子以降は2週につき6米ドル追加。子どもの年齢にもよる。	あり	—
オーストラリア	1,479	10歳以上はそれぞれ左記の額。10歳未満はそれぞれ1,258米ドル。	—	失業保険及び失業扶助：扶養家族にそれぞれ追加（失業保険で月49米ドル）。
ベルギー	1,368	第2子及び第3子は増額（第4子以降は第3子と同じ）。	—	失業7ヶ月目から児童手当が増額。
カナダ	943	払戻型の税額控除：子ども1人につき左記の額。7歳未満はそれぞれ187米ドル追加。第3子以降はそれぞれ66米ドル追加。	あり	—
チェコ	579	第2子以降はそれぞれ左記と同額。年齢とともに増額。	あり	—
デンマーク	1,196	子どもの年齢による。	—	—
フィンランド	1,015	第2子以降はそれぞれ増額。	—	失業保険及び失業扶助：子どものための追加（失業保険で第1子に987米ドル）。
フランス	—	第1子には支給なし。子ども2人で1,239米ドル。第3子以降はそれぞれ1,585米ドル。 (訳注：ただし、乳幼児手当等、他の子育て支援策は充実。)	—	—
ドイツ	1,514	税の還付。又は納税義務がない場合には、社会保険給付（第2子は左記と同額、第3子は1,817米ドル、第4子以降はそれぞれ2,120米ドル）。	—	子どもがいる場合、失業保険の支給額が7%増加、失業扶助は4%増加。
ギリシャ	100	第2子以降はそれぞれ増額。1982年より後に生まれた子どもは50米ドル。	あり	配偶者がいる場合、失業保険が10%増加（就労の有無を問わない）。
ハンガリー	453	第2子以降はそれぞれ増額。	—	—
アイスランド	1,229	第2子以降はそれぞれ1,463米ドル。7歳未満はそれぞれ362米ドル追加。	あり	失業保険：子ども1人につき1日1.34米ドル。
アイerland	570	第2子は左記と同額。第3子以降はそれぞれ760米ドル。	—	失業保険及び失業扶助：扶養家族にそれぞれ追加（失業保険で子ども1人につき年に945.0米ドル、配偶者は3092.9米ドル）。
イタリア	1,898	扶養家族が増えるにつき、それぞれ増額（額は家族形態による）。	あり	—
日本	380	第2子は左記と同額。第3子以降はそれぞれ倍額。ただし、支給は3歳未満に対してのみ。 (訳注：2000年6月から、義務教育就学前まで延長。)	あり	—
韓国	—	—	—	—
ルクセンブルク	1,588	第2子以降はそれぞれ増額。第4子以降は3,356米ドル追加。6～11歳はそれぞれ162米ドル追加。12歳以上はそれぞれ487米ドル追加。	—	子どもがいる場合、失業保険の支給額が5%増加。
オランダ	647	子どもの数と年齢に伴い増額。	—	—

ニュージーランド	1,539	0～15歳の第1子が左記の額。16～18歳の第1子は1,965米ドル。第2子以降は年齢により、それぞれ1,048～1,965米ドル。	あり	失業扶助の支給額は家族形態による。
ノルウェー	1,170	第2子は左記と同額。第3子以降はそれぞれ1,379米ドル。	—	失業保険：子ども1人につき1日1.8米ドル。
ポーランド	231	第1子と第2子に対して左記の額。第3子以降はそれぞれ増額。	あり	—
ポルトガル	412	第2子以降はそれぞれ左記と同額。家族の所得にもよる。	—	扶養家族がいる場合、失業扶助は増額。
スロバキア	551	6歳未満はそれぞれ左記の額。6～15歳はそれぞれ680米ドル。15歳以上はそれぞれ723米ドル。	あり	—
スペイン	276	第2子以降はそれぞれ左記と同額。一般の所得控除もある。	あり	子どもがいる場合、失業保険の支給額が25%増加。
スウェーデン	921	第3子は246米ドル追加。第4子は737米ドル追加。第5子以降はそれぞれ921米ドル追加。	—	—
スイス	1,305	第2子以降はそれぞれ左記と同額。	—	扶養家族がいる場合、失業保険の支給額が10%増加。
イギリス	1,305	第2子以降はそれぞれ852米ドル。	—	—
アメリカ	—	— (訳注：貧困家庭一時扶助 (TANF) は表4の社会扶助に算入。)	—	—

(出典) *Ibid.*, pp.16-17, Table 2.4.

訳注：一方が働き13歳未満の子どもが1人いる夫婦を想定 (*Ibid.*, p.13)。

表7. 保育給付 (保育料を補填するための給付と、家庭での保育に対する給付がある。前者は、子どもを保育所に預けている親の料金負担を軽減するためのものである。後者は、非就労又はパートタイム就労を条件とする。両者のうち、どちらか一方を選択している国が多い。保育の現物給付や、地方自治体による各種の保育支援サービスについては、ここでは言及していない。日本の場合、各世帯は所得に応じて保育料金を支払っているが、以下の表では、これも保育料負担の軽減措置として、「保育料を補填するための給付」に含まれている。)

		保育料を補填するための給付 (その他の保育料負担の軽減措置)	家庭での保育に対する給付 (「非就労 (又はパート就労)」を条件とする)
オーストラリア	資産調査を伴う給付：子ども1人当たり週90米ドルまで。税金の払い戻し：子ども2人で週49米ドルまで。	—	少なくとも子どもが1人いれば、失業扶助の額に反映 (2週につき46米ドルまでなら就労可)。
オーストリア	—	—	—
ベルギー	所得控除：3歳未満の子どもにつき、認可施設での保育料が1日12米ドルまでであれば、80% (3歳以降は学校が無料)。	—	—
カナダ	連邦の所得控除：子ども1人当たり5,979米ドルまでの保育料 (ただし、配偶者の最低稼得賃金の2/3まで)。オンタリオ州の場合：社会扶助の受給家族に子ども1人当たり月333米ドル。就労家族に子ども1人当たり最高で年871米ドル、ただし、子ども2人で4,270米ドルを超える所得の42%まで。	—	—
チェコ	—	—	4歳までの子どもが少なくとも1人いれば、社会扶助の支給額が1.1倍 (非就労の場合)。
デンマーク	稼得賃金が一定額 (平均的製造業労働者の賃金の80%) 未満の場合には実費分。	—	—
フィンランド	保育料の負担は、現在の所得による。	—	—
フランス	家庭で6歳未満の子どもの世話をするために他人を雇用したことにより生じた社会保険料の一部を、家族手当金庫が代わりに支払う。減税措置や税額控除もある。	—	少なくとも2人の子どもがいて、うち少なくとも1人が3歳未満で、少なくとも2年の職歴がある従前の仕事を、完全に、又は部分的に辞めた場合に支払われる。額は、完全に辞めたときは月462米ドル。
ドイツ	一般的な給付はない。所得控除がある。	—	2歳までの子どもが少なくとも1人いれば、家族の所得にもよるが、月303米ドル (週19時間までなら就労可)。
ギリシャ	—	—	—
ハンガリー	—	—	母親の家庭での保育を可能にする給付がある (それ以上の情報なし)。
アイスランド	—	—	—

アイランド	—	
イタリア	資産調査を伴う現物給付があり（保育所）、地方によって決められている。	1歳まで。子ども1人につき125米ドル（1999年後半から）。
日本	各家族が所得に応じて保育料（保育所料金）を支払うように制度設計されている。	—
韓国	未だ導入されていない。	—
ルクセンブルク	—	最高で406米ドル（所得による）。パート就労の場合は半額。
オランダ	地方自治体が保育施設に補助金を出している。子ども1人当たりの料金は、親の手取り所得の合計による。	—
ニュージーランド	子ども1人当たり週30時間で、48米ドルまでの給付（所得調査あり）。4歳まで。	—
ノルウェー	保育料は課税所得から控除できる。子ども1人で2,633米ドルまで、2人以上で3,160米ドルまでの控除。	—
ポーランド	—	6歳未満の子どもが少なくとも1人いれば、最高で月144米ドル（ひとり親の場合は月229米ドル）。世帯の所得調査あり。最長3年まで。
ポルトガル	—	—
スロバキア	—	3歳までの子どもが少なくとも1人いれば、月197米ドル。世帯の所得調査あり。
スペイン	—	—
スウェーデン	国及び地方自治体から手厚い補助金が出る。両親は一部を支払う（約17%）。	—
スイス	—	—
イギリス	家族クレジットの算定において、世話をしている子ども1人で週107米ドル分、2人以上で週229米ドル分を、手取り所得に算入しないことができる（ただし、保育料の70%まで）。	—
アメリカ	連邦保育発達基金（CCDF）が、デイケアセンター（保育所）に補助金を出している。	—

（出典）*Ibid.*, p.19, Table 2.6.

訳注：本稿では、『主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する調査報告書』厚生労働省社会・援護局保護課，2003.3, p.71 にならい、Means test を資産調査、Income test を所得調査と訳している。上記によれば前者は所得+収入以外の資産についての調査、後者は所得のみの調査である。

表 8. ひとり親給付（日本では児童扶養手当がこれに相当する。以下の表では日本は資産調査なしとなっているが、所得が一定額以上のときは受給できない。）

	給付の形態	額 (年、米ドル)	所得調査
オーストラリア	非就労の親に対する給付の中で、ひとり親親は額が高い（年6,894米ドル）。	—	減額：2週につき、79米ドル+子ども1人当たり19米ドルを超える稼働賃金の50%を減額。
オーストリア	—	—	—
ベルギー	—	—	—
カナダ	税額控除：ひとり親を、扶養配偶者がいる場合と同様に取り扱い。他のクレジットでも特別の取り扱い。	—	—
チェコ	社会扶助での、子どものための追加給付において、ひとり親は5%増加。	—	社会扶助と同じ。
デンマーク	17歳未満の子どものための家族給付の追加。	1,544	資産調査なし。
フィンランド	家族給付の追加と、生活費支援のための追加的一時金。	3,268	資産調査なし。
フランス	ひとり親のための所得水準保障。最年少の子どもが3歳になるまで、又は3歳以上の場合には12ヵ月まで（年9,720米ドル）。	—	減額：手取り所得の100%を減額。

ドイツ	特別の社会扶助額 (年15,167米ドル)。	-	-	社会扶助と同じ。
ギリシャ	-	-	-	-
ハンガリー	16歳未満の子どものための家族給付の追加。	167	-	資産調査なし。
アイスランド	家族給付の追加 (所得調査あり) + 特別の追加 (所得調査なし)。	1,455+519	-	家族給付の減額: 6,841米ドルを超える所得の9%を減額。
アイルランド	ひとり親本人の額に加え、それぞれの子どもに対し別途の額 (年7,439米ドル)。	-	-	減額: 週21.18米ドルを超える稼働賃金の50%、失業保険基準額の50%及び失業保険での子どもの追加の100%を減額。
イタリア	なし。子ども1人当たりの家族給付の額は、実際には、同数の子どもをもつ結婚している夫婦より、ひとり親の方が低い。	-	-	-
日本	ひとり親本人の額+子ども1人ごとに追加。	3,595	-	資産調査なし。
韓国	-	-	-	-
ルクセンブルク	所得控除: 1,907米ドル。	-	-	資産調査なし。
オランダ	所得控除: 4,434米ドル。失業保険と社会扶助の特別額 (それぞれ年20,981米ドル、10,880米ドル)。最年長の子どもが5歳になるまで、社会扶助を受給する際の求職要件なし。	-	-	失業保険及び社会扶助と同じ。
ニュージーランド	失業扶助の特別額 (年9,884米ドル)。所得調査と就労審査の緩和。	-	-	-
ノルウェー	子どもが8歳未満のひとり親: ひとり親本人の額 (18,383米ドル)+追加 (年2,778米ドル)。 家族給付: ひとり親は実際の子ども数よりも1人分多くの給付を受ける。	1,379	-	ひとり親: 賃金及び2,475米ドルを超える失業保険の40%を減額。 家族給付: 資産調査なし。
ポーランド	-	-	-	-
ポルトガル	-	-	-	-
スロバキア	-	-	-	-
スペイン	個人の所得控除: 2,683米ドル (単身者よりも高い)。	-	-	資産調査なし。
スウェーデン	16歳未満の子どものための養育扶助。	2,926	-	-
スイス	-	-	-	-
イギリス	ひとり親には社会扶助での特別額 (年10,387米ドル)。 (訳注: 社会扶助でのひとり親のための加算は、1997年に一般的に家族加算に置き換えられた。)	-	-	週23米ドルまでの稼働賃金は考慮に入れない。
アメリカ	-	-	-	-

(出典) *Ibid.*, p.22, Table 2.8.訳注: 4歳未満の子どものみが2人いるひとり親を想定 (*Ibid.*, p.21)。表9. 就労を条件とす給付・税額控除 (給付の受給者の自活を促すことを目的に、就労への動機付けとして支給される。同趣旨の仕組みは日本の所得控除にもある (*Ibid.*, p.14).)

名称	オーストラリア	カナダ	アイルランド	ニュージーランド	イギリス	アメリカ
就労手当	就労手当	オンタリオ州の新規就労給付	仕事復帰手当、家族所得補足、継続児童扶養手当及びパートタイム労働促進手当	家族税額控除	就労家族税額控除	稼働賃金税額控除 (払戻型)
所掌部門	社会保障	州の社会扶助	社会保障	税制	税制	税制
受給者	無職のひとり親又は所得援助 (失業扶助など) の長期受給者 (12ヶ月以上)。資格は12ヶ月ごとに更新。	社会扶助の受給者 (資格は12ヶ月ごとに更新)	長期失業者、低賃金の個人及び家族	低賃金の家族 (被用者)	低所得で就労する親	子どものいる就労家族及び低賃金の個人

支給・控除の最高額	77米ドル	216米ドル	上記4手当てで全て基準と支給額は異なる	家族給付と住宅給付の支給前に年10,288米ドルの最低手取り所得を保証	週138米ドル	子ども1人で年2,312米ドル、2人以上で3,816米ドル、子どもなしで347米ドル
最低稼得賃金	なし	なし	なし	家族形態による	なし	なし
段階的な増額率	なし(定額)	なし(定額)	なし(定額)	なし(定額)	なし(定額)	上記の子どもの数により、それぞれ総所得の34%、40%、7.65%
それを超えると段階的減額が始まる稼得賃金	フルタイムの雇用に就いたときに支払われる(賃金等の)総額	就職・転職した者又は職業訓練プログラムに参加した者に支払われる(賃金等の)総額	家族所得補足：家族の手取り所得が限界稼得賃金(家族規模による)と等しくなくなったときに停止。他の3つの手当は所得に影響されない。	家族給付と住宅給付以前に年10,288米ドルの手取り所得	週138米ドルの手取り所得	それぞれ年に12,460米ドル、12,460米ドル、5,670米ドル
減額率	-	-	-	100%	55%	それぞれ総所得の15.98%、21.06%、7.65%
最低就労時間	フルタイム	制限なし	適用される条件により異なる	二人親なら週30時間。ひとり親なら週20時間。	16時間。30時間以上の場合には追加的措置。	制限なし
家族形態	個人ベース。18歳未満は39米ドル。	社会扶助受給給家族の成人	家族所得補足及び継続児童扶養手当：子どものいる家族。仕事復帰手当：個人ベース。パートタイム労働促進手当：家族ベース。	子どものいる家族	子どものいる家族	子どものいる家族及び個人

(出典) *Ibid.*, p.20, Table 2.7.

原注：イギリスの額は、年齢と子どもの数にもよる。

表10. 給付の税制上の取り扱い（日本では失業保険などの給付は非課税で、社会保険料も負担しなくてよいくらいになっている。）

	失業保険	失業扶助	家族給付	ひとり親給付	住宅給付	社会扶助
オーストラリア	-	課税・保険料(保護)	非課税、非保険料	-	非課税、非保険料	-
オーストリア	課税後所得ベース	課税後所得ベース	非課税、非保険料	-	-	非課税、非保険料
ベルギー	課税(保護)	-	非課税、非保険料	-	-	非課税、非保険料
カナダ	課税	-	-	-	-	非課税、非保険料
チェコ	非課税、非保険料	-	非課税、非保険料	-	-	非課税、非保険料
デンマーク	課税・保険料(低率)	-	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料	課税・保険料(低率)
フィンランド	課税・保険料(低率)	課税・保険料(低率)	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料
フランス	課税・保険料(低率)	課税・保険料(保護)	非課税、非保険料	-	非課税、非保険料	非課税、非保険料
ドイツ	課税後所得ベース	課税後所得ベース	非課税、非保険料	-	非課税、非保険料	非課税、非保険料
ギリシャ	課税(低率)、保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料	-	-	-
ハンガリー	課税、保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料
アイスランド	課税、保険料	-	非課税、非保険料	課税、保険料	課税、保険料	課税、保険料
アイルランド	課税(保護)	非課税、非保険料	非課税、非保険料	-	非課税、非保険料	非課税、非保険料
イタリア	課税	-	非課税、非保険料	-	-	非課税、非保険料

日本	非課税、非保険料	—	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料
韓国	非課税、非保険料	—	—	—	—	非課税、非保険料
ルクセンブルク	課税、保険料	—	非課税、非保険料	課税（保護）、保険料（低率）	課税（保護）、保険料（低率）	課税・保険料（低率）
オランダ	課税、保険料	課税、保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料	課税後所得ベース
ニュージーランド	—	課税、保険料	非課税、非保険料	—	—	—
ノルウェー	課税、保険料	—	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料
ポーランド	課税	—	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料
ポルトガル	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料	—	—	—
スロバキア	非課税、非保険料	—	非課税、非保険料	—	—	非課税、非保険料
スペイン	課税・保険料（低率）	課税（保護）	課税（保護）	—	—	課税（保護）
スウェーデン	課税、保険料	課税、保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料	非課税、非保険料
スイス	課税・保険料（低率）	—	課税	—	—	非課税、非保険料
イギリス	課税・保険料（保護）	課税、保険料	非課税、非保険料	—	非課税、非保険料	非課税、非保険料
アメリカ	課税	—	非課税、非保険料	—	—	非課税、非保険料

（出典）*Ibid.*, p.25, Table 2.11.

原注：表中の「保険料」は、社会保険料の負担があることを意味する。「課税後所得ベース」は、給付自体が課税後所得を算定の基礎にしている（そのため給付は非課税）。「課税（保護）」は、クレジット、給付又はゼロ税率により、長期受給者が給付のレベルを超えて税を支払わないように制度設計している。「ひとり親給付」では、家族給付への追加又は資産調査なしの特別な給付を行っている国のみを取り上げている。

表11. 給付を受給中の一時就労と給付との関係（失業保険などの給付を受給中に就労による所得があった場合、一定程度までならその所得は無いものとみなされて給付も引き続き受給できるが、限度を超えると給付が減額されたり停止されたりする。日本の生活保障でも給付が停止又は廃止される。）

	制度	所得調査の単位	無視される所得の最高額	（左記を超えた分の）減額率、備考
オーストラリア	失業扶助	個人	2週で46米ドル	108米ドルまで50%、108米ドルを超えると70%
		世帯	2週で389米ドル（配偶者の所得）	70%、資産の調査が行われる
オーストリア	失業保険	個人	月287米ドル	左記を超えれば給付は停止
		世帯	月1,032米ドル（配偶者の所得）	100%
ベルギー	失業扶助	世帯	月426米ドル（配偶者の所得）	100%
		個人	地方の失業対策機関の裁量による	左記を超えれば給付は停止
カナダ	社会扶助	世帯	子どもがいれば年337米ドル、その他は年270米ドル	100%
		個人	週の給付の25%又は週42.7米ドル（いずれか高い方）	100%
フィンランド	社会扶助	世帯	家族規模による	75%
		個人	給付とパートタイム就労による所得の合計が、基準稼得賃金の90%を超えてはならない	50%
フランス	失業扶助	世帯	夫婦は月817米ドル、単身者は月600米ドル、プラス子ども1人につき月102米ドル	50%
		個人	基準稼得賃金の70%、18ヶ月間・月136時間までの就労	基準稼得賃金に対する現在の稼得賃金の率に従って減額

	失業扶助	世帯	単身者は月497米ドル、夫婦は月994米ドル、12ヵ月間	100%	
	社会扶助	世帯	賃金と社会扶助の支給額の合計、12ヵ月間	最初の3ヵ月は全額支給、残り9ヵ月は50%減額	
ドイツ	失業保険	個人	週15時間までの就労	左記を超えれば給付は停止	
	失業扶助	世帯	年6,595米ドル（配偶者の手取り所得）	47%	
	社会扶助	世帯	月139米ドル	100%	
ハンガリー	失業保険	個人	最低賃金（月113米ドル）の50%	左記を超えれば給付は停止	
	失業扶助	個人	給付の最高額（月61米ドル）の50%	左記を超えれば給付は停止	
アイスランド	失業保険	個人	連続2日までの就労	2日を超えて就労すると受給資格を失う	
アイラランド	失業保険	個人	1日又は1日の一部の就労	就労した日に関しては給付なし	
	失業保険 失業扶助	世帯	週82.8米ドル	週83～145米ドルの間は100%、稼得賃金が週145米ドルを超えると給付は一時停止	
	失業扶助	個人	週3日までの就労	失業扶助の支給額から週平均手取り稼得賃金の60%を差し引いた額、資産の調査が行われる	
イタリア	社会扶助	世帯	就労による所得の25%	100%	
日本	社会扶助	世帯	月53米ドル（8,340円）	100%、左記の額は総稼得賃金月額により異なる	
韓国	失業保険	個人	失業保険の支給額の60%、月80時間までの就労	左記を超えれば給付は停止	
ルクセンブルク	失業保険	世帯	社会的な最低賃金の250%（配偶者の所得）	50%	
	社会扶助	世帯	総稼得賃金における基準支給額の20%	100%	
オランダ	失業保険	個人	5時間未満の就労	30%	
	失業扶助	個人	5時間以上の就労	就労時間数に比例して減額	
	社会扶助	世帯	単身者は4,954米ドル（資産）、夫婦は9,908米ドル（資産）	100%	
ニュージーランド	失業扶助	個人	週54.5米ドル	70%	
ポーランド	失業保険	個人	月17,743米ドル（最低賃金の半分）	100%	
ポルトガル	失業保険	個人	いくつかの要件をみたすパートタイムでの就労	100%	
イギリス	失業保険 失業扶助 社会扶助	世帯	単身者は週7.6米ドル、夫婦は週15.2米ドル、特別の場合には週22.8米ドル	100%、12,227米ドルを超える貯蓄のある者は失業扶助と社会扶助の資格を有しない	
アメリカ	食料スタンプ	世帯	週20時間までの就労、月1,782米ドルまでの総所得、月1,371米ドルまでの手取り所得	左記を超えれば給付は停止	

（出典）Ibid., p.26, Table 2.12.

原注：無視される所得の最高額は、総稼得賃金、総稼得賃金+総給付又は手取り所得を基礎に算定される。

表12. 若年失業者のための給付（若年者は失業保険の被保険者として雇用されていた期間が短く、又は雇用されたことがなく、保険料未納により失業保険を受給できないことが多いこと、特別の給付を用意している国がある。日本にはない。）

	制 度	支給額 (月、米ドル)	期 間 (月)	備 考	長期失業者の 社会扶助の受給
オーストラリア	失業扶助（青少年手当）+住宅給付	447+127	制限なし	親と同居の18～20歳には294米ドル支給。	—
オーストリア	—	—	—	25歳未満は、26週のみ雇用記録で失業保険の受給資格を取得（通常は1年）。ただし、期間は10ヶ月から8ヶ月に短縮。	可
ベルギー	失業保険（待機手当）	349	8	給付は年齢グループによって異なる。	可
カナダ	—	—	—	—	可
チェコ	失業保険+住宅給付	252+36	6	—	可
デンマーク	失業保険（新人手当）+住宅給付	973+66	60	—	可
フィンランド	失業扶助（労働市場補助）+住宅給付	253+254	制限なし	親と同居の17歳以上には失業保険の基礎額の60%を支給。	可
フランス	—	—	—	—	不可
ドイツ	住宅給付のみ	269	—	—	可
ギリシャ	失業保険	104	5	—	—
ハンガリー	住宅給付のみ	10	—	—	可
アイスランド	住宅給付のみ	109	—	—	可
アイerland	失業扶助	440	制限なし	—	可
イタリア	—	—	—	—	不可
日本	—	—	—	—	可
韓国	—	—	—	—	可
ルクセンブルク	失業保険	796	12	左記は最低賃金の70%、18歳未満は40%、6ヶ月の待機期間後。	不可
オランダ	住宅給付のみ	257	—	—	可
ニュージーランド	失業扶助+住宅給付	428+192	制限なし	失業扶助は主に18歳以上を対象。対象とならない16～17歳には青少年自立手当を支給（月395米ドル）。	—
ノルウェー	—	—	—	—	可
ポーランド	失業保険+住宅給付	214+65	12	左記は失業保険の基礎額の60%。職業訓練を受けている学校中退者・卒業者又は失業率が高い地方の若年失業者。	可
ポルトガル	—	—	—	—	—
スロバキア	失業保険	272	6	—	可
スペイン	—	—	—	—	可
スウェーデン	失業扶助	532	10	20歳から受給可能。	可
スイス	—	—	—	—	可
イギリス	失業扶助+住宅給付	269+452	制限なし	職業訓練への参加が義務づけられている。	可
アメリカ	—	—	—	—	可

(出典) *Ibid.*, p.27, Table 2.13.

訳注：以下を想定。20歳の失業者、単身（扶養家族なし、一人暮らし）、雇用記録なし。

表13. 受給開始月の手取り所得代替率 (手取り所得代替率 (Net Replacement Rate, NRR) とは、就業時の手取り所得に対する失業時の所得の割合をいう (単位: %)。すなわち、就業時に比べてどの程度の所得が政府により保障されるかを示したものである。次の式で表される。NRR = (失業時の世帯への給付による所得 - 給付による所得への課税) / (稼得賃金 + 就業時の世帯への給付による所得 - 両所得への課税)。あるいは、NNR = {(総稼得賃金 + 家族給付 + 住宅給付 - 所得税) + 社会扶助} / {(総稼得賃金 + 家族給付 + 住宅給付 - 所得税) + 社会扶助} (Ibid., p.59).)

	従前の稼得賃金が平均的製造業労働者の水準であった場合				従前の稼得賃金が平均的製造業労働者の66.7%の水準であった場合			
	単身者	夫婦	夫婦と子ども2人	ひとり親と子ども2人	単身者	夫婦	夫婦と子ども2人	ひとり親と子ども2人
オーストラリア	33	29	62	47	45	39	77	59
オーストリア	60	62	76	73	61	64	82	78
ベルギー	64	61	64	65	85	80	79	81
カナダ	62	64	91	91	62	64	97	97
チェコ	49	67	70	71	66	69	70	72
デンマーク	63	63	73	78	89	89	95	96
フィンランド	65	71	83	87	79	83	88	92
フランス	71	68	72	72	78	76	82	83
ドイツ	60	56	70	71	67	65	75	76
ギリシャ	47	47	44	47	48	48	46	50
ハンガリー	48	48	60	61	65	65	75	76
アイスランド	55	50	66	68	74	66	79	85
アイerland	31	44	57	52	42	59	67	59
イタリア	42	44	53	50	39	40	49	47
日本	67	65	64	70	82	79	77	82
韓国	55	55	54	55	54	54	54	54
ルクセンブルク	82	82	87	87	82	80	88	88
オランダ	82	89	89	81	88	84	85	80
ニュージーランド	39	53	68	64	57	79	87	79
ノルウェー	66	67	74	83	65	67	82	90
ポーランド	36	43	46	47	53	62	58	67
ポルトガル	79	78	79	80	88	86	87	87
スロバキア	79	77	78	80	77	75	77	79
スペイン	74	74	73	76	76	72	76	77
スウェーデン	71	71	78	85	82	82	90	93
スイス	81	80	91	92	91	90	92	92
イギリス	46	46	49	49	66	64	54	55
アメリカ	58	60	57	58	59	59	49	49

(出典) Ibid., p.33, Table 3.2.
 訳注: 以下を想定。40歳の失業者、22年連続した雇用記録あり、子どもは6歳と4歳、社会扶助は支給されない(一定以上の資産があるため)。給付は主要な失業給付(失業保険又は失業扶助)で計算。保育給付(表7)は計算に含めていない。以上、表14、15でも同じ。(Ibid., p.34.)

表14. 受給開始月の手取り所得の構成（単身者の場合）

	所得の構成 (%)				手取り所得 失業時
	失業保険	失業扶助	家族給付	住宅給付	
オーストラリア	-	81	0	19	0
オーストリア	100	0	0	-	0
ベルギー	100	-	0	-	0
カナダ	120	-	0	0	-20
チェコ	98	-	0	2	0
デンマーク	150	-	0	1	-51
フィンランド	117	0	0	9	-26
フランス	113	0	0	0	-13
ドイツ	99	0	0	1	0
ギリシャ	104	0	0	-	-4
ハンガリー	134	0	0	5	-39
アイスランド	90	-	0	13	-3
アイerland	100	0	0	0	0
イタリア	101	-	6	0	-7
日本	100	-	0	0	0
韓国	100	-	-	-	0
ルクセンブルク	129	-	0	0	-29
オランダ	132	0	0	6	-38
ニュージーランド	-	81	0	31	-12
ノルウェー	134	-	0	0	-34
ポーランド	94	-	0	8	-2
ポルトガル	100	0	0	-	0
スロバキア	100	-	0	-	0
スペイン	112	0	0	-	-12
スウェーデン	147	0	0	0	-47
スイス	111	-	0	0	-11
イギリス	43	0	0	57	0
アメリカ	116	-	0	-	-16

(出典) *Ibid.*, p.34, Table 3.3.
 訳注：従前の稼働賃金は平均的製造業労働者の水準と想定 (*Ibid.*, p.34)。表15でも同じ。

表15. 受給開始月の手取り所得の構成（一方が働き子どもが2人いる夫婦の場合）

	所得の構成 (%)				所得税	手取り所得 失業時
	失業保険	失業扶助	家族給付	住宅給付		
オーストラリア	-	60	32	8	0	100
オーストリア	74	0	26	-	0	100
ベルギー	81	-	19	-	0	100
カナダ	103	-	10	0	-13	100
チェコ	77	-	12	11	0	100
デンマーク	102	-	15	9	-26	100
フィンランド	89	0	15	17	-21	100
フランス	81	0	9	17	-7	100
ドイツ	72	0	17	11	0	100
ギリシャ	99	0	6	-	-5	100
ハンガリー	83	-	28	3	-14	100
アイスランド	59	-	28	13	0	100
アイerland	90	0	10	0	0	100
イタリア	67	-	33	-	0	100
日本	100	-	0	0	0	100
韓国	100	-	-	-	0	100
ルクセンブルク	96	-	16	0	-12	100
オランダ	97	0	8	16	-21	100
ニュージーランド	-	82	19	11	-12	100
ノルウェー	103	-	15	-	-18	100
ポーランド	67	-	12	21	0	100
ポルトガル	90	0	10	-	0	100
スロバキア	83	-	17	-	0	100
スペイン	105	0	0	-	-5	100
スウェーデン	119	0	14	5	-38	100
スイス	95	-	10	0	-5	100
イギリス	36	0	17	47	0	100
アメリカ	103	-	0	-	-3	100

(出典) *Ibid.*, p.35, Table 3.4.

表16. 長期受給者の手取り所得代替率 (単位: %)

	算定の基礎となる給付	従前の稼得賃金が平均的製造業労働者の水準であった場合				従前の稼得賃金が平均的製造業労働者の66.7%の水準であった場合			
		単身者	夫婦	夫婦と子ども2人	ひとり親と子ども2人	単身者	夫婦	夫婦と子ども2人	ひとり親と子ども2人
オーストラリア	失業扶助	33	29	62	47	45	39	77	59
オーストリア	失業扶助	55	57	72	69	58	59	78	74
ベルギー	失業保険	45	57	68	69	60	80	84	86
カナダ	社会扶助	24	41	62	60	35	57	81	80
チェコ	社会扶助	37	60	80	74	54	84	100	96
デンマーク	社会扶助	60	69	80	79	85	96	102	97
フィンランド	社会扶助	53	71	89	62	73	92	100	69
フランス	失業扶助	30	28	42	43	43	41	59	60
ドイツ	失業扶助	54	52	65	63	63	61	71	71
ギリシャ	失業扶助	8	8	10	11	8	8	11	12
ハンガリー	社会扶助	28	28	38	40	28	28	39	41
アイスランド	社会扶助	50	74	87	65	68	97	104	80
アイerland	社会扶助	31	43	56	56	41	59	66	64
イタリア	家族給付	0	4	18	14	0	5	21	17
日本	社会扶助	33	47	68	61	49	69	87	84
韓国	社会扶助	6	11	18	16	9	16	27	23
ルクセンブルク	社会扶助	50	67	75	59	70	92	93	82
オランダ	社会扶助	60	69	71	61	74	83	85	76
ニュージーランド	失業扶助	39	53	68	64	57	79	87	79
ノルウェー	社会扶助	43	52	62	58	53	73	88	69
ポーランド	社会扶助	33	50	74	56	48	72	93	81
ポルトガル	失業扶助	49	60	63	64	70	86	87	87
スロバキア	社会扶助	38	62	80	60	54	90	100	100
スペイン	社会扶助	23	28	39	37	32	40	57	51
スウェーデン	社会扶助	54	71	85	59	79	102	110	70
スイス	社会扶助	54	68	75	69	78	99	100	96
イギリス	社会扶助	46	57	80	71	66	80	88	81
アメリカ	社会扶助	7	12	46	38	10	17	59	48

(出典) *Ibid.*, p.36, table 3.5.

原注: ベルギーでは長期失業者にも失業保険を減額して適用。ポルトガルでは24ヶ月の失業保険受給後、失業扶助も24ヶ月まで。アイルランドでは住宅給付は受給者がごく少ないため算入せず。イタリアでは社会扶助は試行的性格のため算入せず。スウェーデンでは就労者には社会扶助の適用なし。

訳注: 以下を想定。40歳の失業者、22年連続した雇用記録あり、子ども6歳と4歳、60ヶ月前に給付を申請、表13と異なり社会扶助は支給される(資歴なしのため)。保育給付(表7)は計算に含まれていない。以上、表17, 18でも同じ。(Ibid., pp.34-35.)

表17. 長期受給者の手取り所得の構成 (単身者の場合)

	所得の構成 (%)					手取り所得	
	失業保険	失業扶助	社会扶助	家族給付	住宅給付		所得税
オーストラリア	-	81	-	0	19	0	100
オーストリア	0	100	0	0	-	0	100
ベルギー	100	-	0	0	-	0	100
カナダ	0	-	100	0	0	0	100
チェコ	0	-	88	0	12	0	100
デンマーク	0	-	92	0	31	-23	100
フィンランド	0	0	64	0	36	0	100
フランス	0	100	0	0	0	0	100
ドイツ	0	97	0	0	3	0	100
ギリシャ	0	100	0	0	0	0	100
ハンガリー	0	0	92	0	8	0	100
アイスランド	0	-	86	0	15	-1	100
アイルランド	0	0	100	0	0	0	100
イタリア	0	-	-	0	-	0	0
日本	0	-	100	0	0	0	100
韓国	0	-	100	-	-	0	100
ルクセンブルク	0	-	93	0	14	-7	100
オランダ	0	0	73	0	27	0	100
ニュージーランド	-	81	-	0	31	-12	100
ノルウェー	0	-	71	0	29	0	100
ポーランド	0	-	69	0	31	0	100
ポルトガル	0	100	0	0	-	0	100
スロバキア	0	-	100	0	-	0	100
スペイン	0	0	100	0	-	0	100
スウェーデン	0	0	100	0	0	0	100
スイス	0	-	53	0	47	0	100
イギリス	0	0	43	0	57	0	100
アメリカ	0	-	100	0	-	0	100

(出典) *Ibid.*, p.37, Table 3.6.

原注：アイルランドでは住宅給付は受給者がごく少ないため算入せず。イタリアでは社会扶助は試行的性格のため算入せず。ポルトガルでは24カ月の失業保険受給後、失業扶助も24ヵ月まで。訳注：従前の稼得賃金は平均的製造業労働者の水準と想定 (*Ibid.*, pp.34-35)。表18でも同じ。

表18. 長期受給者の手取り所得の構成（一方が働き子どもが2人いる夫婦の場合）

	所得の構成 (%)					住宅給付	所得税	手取り所得 失業時
	失業保険	失業扶助	社会扶助	家族給付	所得税			
オーストラリア	-	60	-	32	8	0	100	
オーストリア	0	72	0	28	-	0	100	
ベルギー	76	-	0	24	-	0	100	
カナダ	0	-	75	25	0	0	100	
チェコ	0	-	82	10	8	0	100	
デンマーク	0	-	92	13	15	-20	100	
フィンランド	0	0	62	14	24	0	100	
フランス	0	52	0	15	33	0	100	
ドイツ	0	66	0	19	15	0	100	
ギリシャ	-	73	0	27	0	0	100	
ハンガリー	0	0	51	44	5	0	100	
アイスランド	0	-	65	25	10	0	100	
アイルランド	0	0	90	10	0	0	100	
イタリア	0	-	-	100	-	0	100	
日本	0	-	100	0	0	0	100	
韓国	0	-	100	-	-	0	100	
ルクセンブルク	0	-	70	24	9	-3	100	
オランダ	0	0	71	9	20	0	100	
ニュージーランド	-	82	-	19	11	-12	100	
ノルウェー	0	-	79	18	3	0	100	
ポーランド	0	-	80	8	12	0	100	
ポルトガル	0	87	0	13	-	0	100	
スロバキア	0	-	100	0	-	0	100	
スペイン	0	0	92	8	-	0	100	
スウェーデン	0	0	69	13	18	0	100	
スイス	0	-	71	0	29	0	100	
イギリス	0	0	61	10	29	0	100	
アメリカ	0	-	43	57	-	0	100	

(出典) *Ibid.*, p.88, Table 3.7.

原注：アイルランドでは住宅給付は受給者がごく少ないため算入せず。イタリアでは社会扶助は試行的性格のため算入せず。ポルトガルでは24カ月の失業保険受給後、失業扶助も24ヵ月まで。

表19. 若年失業者（単身者）の取り扱い所得代替率（単位：％）

	従前の稼得賃金が平均的製造業労働者の水準であった場合		従前の稼得賃金が平均的製造業労働者の66.7%の水準であった場合	
	初期（失業保険・失業扶助）	長期（社会扶助）	初期（失業保険・失業扶助）	長期（社会扶助）
オーストラリア	30	—	39	—
オーストリア	0	30	0	41
ベルギー	25	39	33	51
カナダ	0	24	0	35
チェコ	37	37	54	54
デンマーク	49	60	69	85
フィンランド	36	53	50	73
フランス	0	0	0	0
ドイツ	20	38	26	52
ギリシャ	11	0	16	0
ハンガリー	2	28	3	28
アイスランド	8	50	10	68
アイerland	31	31	42	41
イタリア	0	0	0	0
日本	0	33	0	49
韓国	0	6	0	9
ルクセンブルク	40	0	55	0
オランダ	16	27	20	33
ニュージーランド	34	—	50	—
ノルウェー	0	43	0	53
ポーランド	31	33	45	48
ポルトガル	0	0	0	0
スロバキア	44	38	64	55
スペイン	0	23	0	32
スウェーデン	30	54	44	79
スイス	0	54	0	78
イギリス	42	42	60	60
アメリカ	0	7	0	10

(出典) *Ibid.*, p.39, Table 3.8.

原注：オーストラリアでは長期失業者にも失業扶助を適用。ドイツ、ハンガリー、アイスランド及びオランダでは、若年失業者には失業保険、失業扶助とも適用されないが、住居給付は可。アイerlandでは住居給付は受給者がごく少ないため算入せず。

訳注：以下を想定。20歳の失業者、単身（扶養家族なし、一人暮らし）、雇用記録なし。住居給付は計算に含めていない。(Ibid., p.35.)

表20. 60ヵ月以上失業時の手取り所得代替率の平均値 (単位: %)

	単身者	夫	婦	夫婦と子ども2人	ひとり親と子ども2人	総平均
オーストラリア	39	34		69	53	49
オーストリア	57	59		75	72	66
ベルギー	57	71		75	77	70
カナダ	35	51		56	74	54
チェコ	46	71		88	83	72
デンマーク	76	76		84	87	81
フィンランド	61	66		72	77	69
フランス	47	45		58	59	52
ドイツ	60	57		69	68	63
ギリシャ	16	16		17	19	17
ハンガリー	36	37		47	48	42
アイスランド	65	58		73	76	68
アイerland	36	52		62	72	55
イタリア	4	8		22	18	13
日本	45	60		77	73	64
韓国	12	18		26	23	20
ルクセンブルク	64	80		85	74	76
オランダ	73	80		82	70	76
ニュージーランド	48	66		78	72	66
ノルウェー	58	65		76	77	69
ポーランド	41	59		74	65	60
ポルトガル	57	62		65	65	62
スロバキア	49	75		87	79	73
スペイン	44	46		55	53	50
スウェーデン	69	84		95	70	79
スイス	74	84		89	86	83
イギリス	56	67		81	74	69
アメリカ	13	19		53	44	32
平均	48	56		67	65	59

(出典) *Ibid.*, p.40, Table 3.10.

原注: 従前の稼働賃金が平均的製造業労働者の水準であった場合と、その66.7%の水準であった場合の平均値をとっている。イタリアでは社会扶助は試行的性格のため算入せず、長期の手取り所得代替率は家族給付に基づく。

訳注: 以下を想定。40歳の失業者、22年連続した雇用記録あり、子どもは6歳と4歳、配偶者は働いておらず、失業保険・失業扶助も受け取っていない。住宅費は平均的製造業労働者の総稼働賃金の20%。保育給付(表7)は計算に含めていない。(Ibid., p.37.)

表21. 失業5年目までの総所得代替率（ここでは手取り所得代替率ではなく、総所得代替率を用いている（単位：%）。総所得代替率（Gross Replacement Rate, GRR）は、課税前ベースの所得代替率である。本表では子どもはいないものとし、表13の手取り所得代替率の式に、稼働賃金・給付による所得への課税、家族給付、住宅給付を含めずに計算している。また、社会扶助は、全国的な水準による一般的な所得保障となっている場合を除き、ほとんどの国では計算に含まれていない（*Ibid.*, p.41, 43）。日本でも、失業者が生活保護を受給しているケースは多くない。）

	1年目			2・3年目			4・5年目			総平均
	単身者	扶養配偶者あり	共働き	単身者	扶養配偶者あり	共働き	単身者	扶養配偶者あり	共働き	
オーストラリア	27	24	24	27	24	24	27	24	24	25
オーストリア	44	47	34	42	44	0	42	44	0	33
ベルギー	47	47	43	33	47	28	33	47	28	39
カナダ	50	52	46	23	39	0	23	39	0	30
チェコ	20	23	23	0	0	0	0	0	0	7
デンマーク	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
フィンランド	54	54	54	39	39	39	27	27	27	40
フランス	59	59	59	36	36	29	28	28	0	37
ドイツ	37	37	37	33	33	17	33	33	17	30
ギリシャ	40	44	40	7	8	7	7	8	7	19
ハンガリー	50	50	50	23	23	23	0	0	0	24
アイスランド	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
アイerland	29	47	29	30	47	4	30	47	0	29
イタリア	60	60	60	0	0	0	0	0	0	20
日本	37	37	37	0	0	0	0	0	0	12
韓国	25	25	25	0	0	0	0	0	0	8
ルクセンブルク	80	80	80	0	0	0	0	0	0	27
オランダ	70	71	70	56	65	56	21	30	21	51
ニュージーランド	33	54	3	33	54	3	33	54	3	30
ノルウェー	62	62	62	62	62	62	0	0	0	41
ポーランド	29	29	29	0	0	0	0	0	0	10
ポルトガル	65	65	65	58	61	33	25	29	0	45
スロバキア	40	40	40	0	0	0	0	0	0	13
スペイン	63	63	63	33	33	25	0	0	0	31
スウェーデン	74	74	74	3	3	3	0	0	0	26
スイス	74	74	74	38	38	38	0	0	0	37
イギリス	19	24	9	19	30	0	19	30	0	17
アメリカ	29	33	25	7	12	0	7	12	0	14

(出典) *Ibid.*, p.41, Table 3.11.

原注：従前の稼働賃金が平均的製造業労働者の水準であった場合と、その66.7%の水準であった場合の平均値をとっている。カナダとイギリスで社会扶助を、アメリカで食料スタンプを含む。イタリアの数値は移動手当（リストラ等により支給される）のもの。

主な参照資料

- OECD, *Benefits and Wages -OECD Indicators*, 2002.
- 厚生労働省大臣官房国際課『2002～2003年 海外情勢報告』pp.369-518.
- 塩野谷祐一ほか編『先進諸国の社会保障 1～7』東京大学出版会, 1999.3-2000.3.
- 仲村優一ほか編『世界の社会福祉 1～11』旬報社, 1998.10-2000.2.
- 岡伸一『失業保障制度の国際比較』学文社, 2004.1.
- 『主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する調査報告書』厚生労働省社会・援護局保護課, 2003.3.

(やなぎさわ ふさこ 社会労働課)

(いだ あつひこ 社会労働課)